

(平成21年3月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

福井厚生年金 事案 112

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和51年10月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年10月30日から同年11月1日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、昭和51年10月30日から同年11月1日までの期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を得た。

私は、株式会社AB出張所に昭和30年9月15日に入社し、平成20年4月1日（厚生年金保険は65歳到達の平成元年まで）までの期間、株式会社Aに継続して勤務していた。

入社から退職まで一貫して厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、被保険者期間に1月の未加入期間があることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金加入員台帳により、申立人が株式会社Aに継続して勤務し（昭和51年10月30日に株式会社AB出張所から同社（本社）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和51年10月の厚生年金基金加入員台帳及び同年11月の社会保険事務所の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 9 月まで

私は、昭和 50 年 12 月に市役所で国民年金の加入手続を行い（昭和 39 年 11 月 13 日資格取得）、その際、妻のボーナスを使って保険料を一括して納めた。

国民年金は大切なものであると考えていたため、納めるべき保険料は必ず納付してきたはずであり、昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの 6 か月間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を一括納付したと主張する昭和 50 年 12 月において、特例納付ができる期間は、資格取得した月から 48 年 3 月までの分であり、過年度納付ができる期間は、同年 10 月から 50 年 3 月までの分である。これらの納付可能期間の保険料については、社会保険庁の記録により、申立てどおり 50 年 12 月に一括納付されていることが確認できるが、申立期間（昭和 48 年 4 月から同年 9 月まで）の保険料は、制度上納付することができない。

また、社会保険庁の記録をみると、申立人と同じ日に市役所で国民年金に加入し、特例納付等を行っている複数の者の納付状況を確認したところ、特例納付及び過年度納付ができない期間については、未納となっていることから制度どおり運用されていたことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録

は確認できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 39 年 2 月 1 日に当時の A 事務所 B 営業所に見習いとして採用された。当時、同営業所の幹部職員から「職員になるまでの試用期間である 2 か月間は厚生年金保険を掛けるので厚生年金保険被保険者証を提出するように。」と説明されたので、同被保険者証を提出した。当該事業所においては、試用員や臨時雇用員期間中は厚生年金保険及び健康保険に加入し、その後、共済組合に加入する取扱いが行われていたはずである。一方、私の友人からは、「試用期間の 2 か月間は厚生年金保険に加入している。」と聞いている。

当時の当該事業所で採用された者は、同事業所において見習いの訓練を受けており、全員が厚生年金保険に加入していたと思うので、記録を訂正してほしい。

なお、申立期間には、職員ではなく試用員の身分であった。

第3 委員会の判断の理由

C 団体及び D 共済組合から提出された申立人の個人履歴によると、試用員発令年月日は昭和 39 年 2 月 1 日、職員発令年月日は同年 4 月 1 日と記載されていることから、申立人は、申立期間当時、B 営業所で試用員として勤務していたことが確認できる。

しかし、昭和 39 年 2 月分の給与支給内訳明細書をみると、「控除額内訳」欄に記載されている保険料は、臨時雇用員等社会保険事務処理規程によって算出された日雇労働者健康保険の保険料額と一致することから、申立人は、申立期間当時において、政府管掌健康保険等と同時に加入する厚

生年金保険の被保険者では無かったと考えられる。

また、申立人と同日に入社した同僚も試用期間の2か月は、厚生年金保険被保険者では無いことが確認できる。

さらに、C団体は、「厚生年金保険への加入は、事業所単位の裁量に委ねられており、一切の資料が承継されておらず確認することができない。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福井厚生年金 事案 114

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 2 月 20 日から 23 年 5 月 1 日まで
② 昭和 23 年 5 月 28 日から同年 7 月 20 日まで

私は、A株式会社（変更前の名称「B株式会社」）に昭和 21 年 2 月 20 日から 23 年 7 月 20 日まで勤務し、給料から所得税、健康保険料、厚生年金保険料を差し引かれていたのを記憶しているが、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の資格取得日が 23 年 5 月 1 日で、資格喪失日が同年 5 月 28 日となっているは納得がいかない。

私は、申立期間当時の給料明細書などを所持していないが、昭和 21 年 2 月に A 株式会社に入社する 1 年前から同社に勤務していた同僚を覚えているので、調べれば分かると思う。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人は、昭和 23 年 5 月 1 日に資格取得し、同年 5 月 28 日に資格喪失と記録されている上、申立期間①及び②における厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿を縦覧したが申立人の記録は無い。

また、申立人は、申立人より 1 年先に A 株式会社で勤務していた同僚がいたことを記憶しているが、当該同僚について、同社における厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、昭和 23 年 5 月 1 日に資格取得となっている。同様に、申立人が記憶している他の同僚 3 名についても、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿には、申立期間①に係る当該同僚の記録は無く、いずれも同年 5 月 1 日に資格取得となっている状況からみると、事業主が同年 5 月 1 日をもつ

て従業員を一律に厚生年金保険被保険者として資格取得させたものと判断される。

さらに、社会保険庁の記録から、申立人が昭和 23 年 5 月 1 日から同年 5 月 27 日まで A 株式会社に勤務していたことは確認できるものの、申立人が申立期間①及び②において同社に勤務していたか否かについては、同僚が死亡していることや同社が既に厚生年金保険の適用事業所で無くなっていること等から、その事実を確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から 51 年 3 月まで

私は、県外の株式会社Aで仕事をしていた。申立期間当時は、会社から健康保険証を受け取り、毎月の給料から保険料が控除されていたと記憶している。従業員が千人近くいた大きな会社が社会保険に加入していないはずが無く、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時、株式会社Aに勤務していたことは、事業主から提出された店員名簿及び雇用保険の加入記録から確認できる。

しかし、当該事業所は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていない上、事業主は「申立期間当時、当社では国民年金保険料徴収事務をB団体に委託しており、従業員の給料から毎月、国民年金保険料を控除していた。」と回答していることから、申立人の給料から控除されていた保険料は、国民年金保険料であることが推認できる。

また、B団体には、申立人に係る保険料調定整理票及び領収書発行整理票が保管されており、当該整理票から、申立期間の一部において、申立人が国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年6月18日から同年10月1日まで
② 昭和32年11月25日から34年8月20日まで

平成20年5月ごろに届いた「ねんきん特別便」において、申立期間①及び②の加入記録が漏れていたため、社会保険事務所に照会したところ、当該申立期間に厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を受けた。

私は、申立期間①のA事業所では、同僚数名と寮生活をしており休日以外に仕事を休んだことが無い。また、申立期間②のB事業所では、当時、集団就職者を受け入れるために労務管理等の見直しが行われたと聞いたことがあるので、厚生年金保険の加入手続きが適正に行われているはずである。

両事業所において、勤務した一部の期間にしか厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A事業所に勤務していたと主張している期間の一部において厚生年金保険の加入記録が確認できることから、同事業所に勤務していたことがうかがえるが、同事業所は昭和33年1月10日付けで厚生年金保険の適用事業所で無くなっていることから、申立期間①当時の厚生年金保険料の控除を裏付ける関連資料を確認することができない。

一方、申立期間②については、B事業所に勤務していた同僚の証言により、申立人が同事業所に勤務していたことが推認できる。しかし、社会保険庁の記録をみると、申立人が記憶している同僚の中にも、申立期間②と

同時期に厚生年金保険の加入記録が無い従業員も見られることから、B事業所は、申立期間②当時、入社した従業員について、直ちに厚生年金保険の加入手続を行わずに、一定の期間をおいて順次厚生年金保険の加入手続を行っていたものと推認されるところ、申立人についても、入社した日以降の昭和34年8月20日に資格取得の手続が行われたものと考えられる。

また、B事業所に集団就職で入社した者の記録をみると、入社と同時に厚生年金保険に加入させていた実態が見受けられることから、申立期間当時、事業主は、採用区分等により異なった取扱いを行っていたことがうかがえる。

さらに、申立期間①及び②について社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが該当する記録は無い上、健康保険の整理番号にも欠番もみられないほか、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。